

第2部

民主主義を定着させるための政治教育

- 第1章 民主主義の原則
- 第2章 戦後民主主義と政治教育
- 第3章 政治的社会化と政治教育
- 第4章 有権者教育の日米比較研究
- 第5章 選挙制度の諸問題と政治教育
- 第6章 政治教材としての尾崎行雄の選挙
- 第7章 憲法改正問題と政治教育
- 第8章 21世紀のための平和教育
- 第9章 21世紀日本民主主義の危機

第 1 章

民主主義の原則

- 1、現代における民主主義の問題点と民主主義の原則のおさえ方
- 2、政治における民主主義のおさえ方
- 3、経済における民主主義のおさえ方
- 4、社会生活における民主主義のおさえ方
- 5、民主主義の原則のおさえ方の問題点

1、現代における民主主義の問題点と民主主義の原則のおさえ方

社会科（公民科）が、民主主義の原則の上に成り立っているということに、異議を唱える人はいないであろう。これを「今日の社会が」と言い換えても同じであろう。それほどまでに、民主主義は、現代の世界における絶対的シンボル、イデオロギーになっている。誰でも気やすく民主主義を口にし、非民主的ということは、最大の非難を意味している。その意味で、今社会科で民主主義の原則をどうおさえるかを問題にすることは、おかしいと言えるほどである。それだけに今日民主主義は、絶対的正統教義として利用され、概念があいまいになり、多義化し、民主主義とは何かを改めて問い合わせ直す必要が生じているのである。同時に、現実の社会には、依然として非民主的な状況も多く、民主主義の原則に照らして考える必要のある問題も多い。社会科教育において、民主主義とは何かを問い合わせ直す意義もここにある。

持田行雄氏は、「今日、我々の用いる民主主義概念は、単に西欧における既成の概念の翻訳にとどまり、今なお、真に我々自身による批判的反省に媒介されていないのではないか。我々の今日の民主主義概念は、西欧においては、すでに批判済みの概念であるとしても、我々においては、まだ必ずしも批判的な概念ではないのではないか。事実、我々の民主主義という名詞そのものすら、すでに西欧のその翻訳語でしかない。そのことは、我々がこの翻訳語によって我々自身の思考と現実とを理解し解釈していることを意味する。しかも、そのことが、必ずしも意識されていないのではないか。少なくとも批判的に反省されていないのではないか。」と疑問を提起されている。⁽¹⁾

このように現在民主主義が改めて問い合わせられ、そのとらえ方が問題とされるのは、

(1) 第1次世界大戦と第2次世界大戦において、連合国側が勝利し、そのシンボルであった民主主義が、世界の絶対的な正統的シンボルとイデオロギーになったことにより、何事も民主主義を基準に理論的裏付けや批判を行おうとする風潮が生じ、民主主義の概念があいまいとなり、また多義的となった。

(2) 第2次世界大戦後、社会主义諸国の勢力が拡大し、米ソを中心とする東西対立が激化する中で、両体制側がともに自己の体制が民主主義的と主張し他方は非民主的と批判するため、民主主義の概念が混迷化を深めた。

(3) 民主主義の理想と現実には大きなギャップがあり、現実との関係で種々な問題を生じている。例えば、自由や個人の基本権と公共の福祉の問題、平等と個人の財産権、議会制民主主義と代表の異質性の問題、などである。

(4) 日本の場合、いわゆる翻訳語としての民主主義が、国民の中に十分定着せず、持田氏の言うように批判的反省によって自分自身のものになっていない。社会科で民主主義の原則をどう押さえるか、を考えるには、これらの民主主義をとりまく問題を取り組ま

ねばならず、非常に難しい問題である。

先ず「民主主義の原則」とは何か、が問題であるが、民主主義の概念そのものが多義であり、また歴史的概念であるためかんたんに規定できない。中学校学習指導要領（昭和52年）社会の公民的分野の目標では、（1）に「民主主義に関する理解を深める」とあり、（2）に「民主政治の異義を認識させ」と示され、4つの目標の2つを占めている。特に

（1）の「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」という目標は、「この分野の基本的な目標と性格を明示したものである」⁽²⁾と「指導書」は述べている。このように、指導要領は、社会全体の基調にある民主主義と民主政治の2つを目標として取り上げている。英語でデモクラシーといった場合は、大きくこれら2つの意義があり、このとらえ方がよいといえる。民主政治については、後に政治における民主主義のおさえ方で考えることとし、一般的な民主主義の原則をどうおさえるかを考えてみよう。

（1） 人間の尊重 民主主義の基調を一言でいえば、「人間の尊重」に集約できる。自分自身を含めた人間の尊重から、基本的人権や権利・義務・責任の関係も規定される。人間の尊重は、生命の尊重ということであり、世界の平和にもつながっている。昭和23年に発行された教科書『民主主義』は、「民主主義を正しく学び、確実に実行すれば、繁栄と平和とがもたらされる。反対の場合には、人類の将来に戦争と破滅とが待っている。人類の住むところは、地球上のこの世界以外にはない。これを、生きとし生けるすべての人間にとての住みよい、平和な、幸福な、一つの世界に築き上げていくことができるか、あるいは逆に、これを憎しみと争いと死の恐怖とに満ちた、この世ながらの地獄にしてしまうかの別れ道は、民主主義を本当に自分のものにするかどうかにある。故に、大げさな言い方でも何でもなく、民主主義は文字どうり生か死の問題である。」と高らかに唄っている。⁽³⁾ 私は、この『民主主義』を読み直して、正直新鮮な感動を受けた。社会科で民主主義を問い合わせすれば、まず教師が、民主主義教育の原点といえるこの『民主主義』を読み直すことから始めるべきであると思った。同書は、民主主義の本質を理解するのに大切なことは、民主主義の精神をつかむことであるとし、「民主主義の根本は、精神的な態度にほかならないからである。それでは、民主主義の根本精神とはなんであろうか。それは、つまり、人間の尊重ということにほかならない」⁽⁴⁾と言っている。高校の「現代社会」の目標が、「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ」と、人間尊重の精神に基づいているのは正しいといえる。また、「政治・経済」の目標として、「民主主義の本質に関する理解を深めさせる」と規定し、「民主主義の根底をなす原理に関して理論的、体系的に理解することを意味し」「身近で具体的な社会生活の側面から“民主主義に関する理解”を深めていくことを目指す中学校社会科公民的分野の場合と異なっている」⁽⁵⁾と「解説」は述べているが、民主主義の基本である「人間の尊重」は、いずれの場合においても

、その基調としてとらえる必要がある。

(2) 個人の尊重 人間の尊重が掲げられれば、個人の尊重を特に項目とする必要がないといえるが、民主主義の反対である独裁主義、全体主義は、国家や全体を優先させるところに特色があり、個人の尊重を基礎とする民主主義と根本的に異なっている。その意味で、個人の尊重を民主主義の原則として特に押さえる必要がある。

(3) 自由と平等 近代民主主義は、専制国家の中で、自由と平等を求める理論と戦いによって形成された。したがって、民主主義の中心的課題であったといえるが、同時に今日の社会においても、最も大きな問題であることに変わりはない。表現の自由とプライバシー やわいせつ罪との関係、営業の自由と独占禁止法、など自由権と他の権利や公共の福祉との関係など現代の日本の社会においても多くの難問が山積している。さらに社会主義諸国や社会主義の自由の問題がある。社会主義諸国で、言論など多くの面で統制が行なわれており、自由や民主主義の点で自由主義諸国の価値観や世界観と異なっている。

平等は、さらに難しい問題を含んでいる。人間は同質ではなく、体力、知力、経済力、学識経験、地位など様々な面で格差がある上に、現実に多くの差別が存在しているからである。平等のあり方という建前のみでなく、現実社会における差別の問題点や不平等の問題などを的確に押さえる必要がある。

(4) 権利・義務・責任 民主主義が、権利のみを保障するものでないことは言うまでもない。中学校指導書は、「民主主義に関する理解を深めるには、まず個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を正しく認識させることが、大切な前提と言えよう。そして特に大切なことは、個人の尊厳と人権の尊重の意義について、一般的な理念として抽象的にとらえるのではなく、自由・権利と責任・義務の関係という立場から具体的に認識されることである。その際、自由・権利には、責任・義務が当然伴うものであることを、個人として自覚させるだけでなく、社会的な関係として把握することも必要である。個人は、言うまでもなく独立した存在であると同時に、社会的存在でもある。個人は常に個人相互のかかわりをもちらながら社会生活を営んでいる。その限り、個人の自由・権利には、社会的な責任・義務が伴うことは当然である。こうした自由・権利と責任・義務の関係が、社会生活の基本であり、それが民主的社會を支えるものもある。したがって、自由・権利と責任・義務の関係を正しく認識させるには、その関係が社会生活の基本であることをはっきりとさせる必要がある。」⁽⁶⁾ と基本的な目標としての民主主義に関する理解を深める点で示唆しているが、この点は重要な基本問題である。

「民主主義」が示しているように、民主主義の根本は、人間尊重の精神であり、自分と同様に他人のことを考える心である。「民主主義は人々の心の中で作られる。それを求め、それを愛し、それを生活の中に実現して行こうとする人々の胸の中こそ、民主主義のはんとうの住み家である。」⁽⁷⁾

言うまでもなく、日本で民主主義が国家の基本的原理とされるようになったのは、第2次世界大戦後の日本国憲法によってである。中学校社会科の公民的分野が、先ず日本国憲

法の学習から入り「わが国が、個人の尊厳と人権の尊重を基本的な理念とする民主主義の実現に努めて来ていることを、日本国憲法を中心に認識させ、日本国憲法を貫く基本的な考え方を理解し身についたものにする公民的分野の学習の基礎にしようとする」⁽⁸⁾というねらいは当を得たものといえよう。

2. 政治における民主主義のおさえ方

民主主義の語源が、ギリシャ語のデーモス（人民）のクラティア（支配・権力）からきたデモクラティアであるように、民主主義は政治と最も深く結びついた概念である。それと同時に、民主主義は長い歴史の中で形成されてきた概念で、その理念・原理、さらにそこから具現化される制度・形態も、時代や社会的背景によって変化している。日本が民主主義を政治の原則としたのは、日国憲法によってであり、次のように具体化している。

(1) 国民主権 (2) 基本的人権 (3) 権力分立制 (4) 議会制（間接民主制） (5)
) 法治主義 (6) 議院内閣制 (7) 地方自治 (8) 象徴天皇制 (9) 平和主義

民主主義をおさえることは、まず日本国憲法でこれらがどう規定されているかをおさえることからはじめなければならないが、それでよしとするわけにはいかない。まず憲法の理念や規定が、現実に達成されているか、現実とのギャップがあるとすれば、問題はどこにあるか、といった政治の現実との問題がある。例えば、国民主権にしても、憲法にうたわれているだけでは民主政治が行なわれているとはいはず、国民一人一人が、主権者意識を持ち、政治に積極的にかかわりを持っていくことが必要である。しかるに、現代社会においては、政治機構が複雑となり、議会への代表が必ずしも正当に国民を代表しているとは言えず、政治に対する不満が増大し、政治不信や政治的無関心による政治離れ現象が問題となってきている。このような憲法の理念と現実とのギャップは、選挙における一票の重みの不平等、乱闘国会や強行採決などの国会運営、官僚制の肥大化、政治汚職や腐敗選挙、など枚挙にいとまないほどである。また、憲法に直接規定されていないが、政治は、政党政治として行なわれており、ここにも、自民党による長期の単独政権、多党化現象、派閥問題、政治資金などの問題をはじめ、国民の中の脱政党化現象といった問題も生じている。

民主政治については、必ずといってよいほどリンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉が引用される。「人民による」ということは、言葉でいうほど容易なことではない。政治の実際は、少数支配であり、代議制も代表の擬制に過ぎない。多数決原理は、必然的に少数意見の切り捨てとなり、しばしば少数派の名による弱者大衆の切り捨てにつながる。議会制民主主義の形骸化とか空洞化が呼ばれるようになったのも、こうした問題からである。直接民主制の要求や、政治参加、住民参加の必要性が盛んに言われるようになった。一方、特に若年層に、棄権や無党派層といった政治的無関心や政治不信が拡がっている。⁽⁹⁾

政治における民主主義をおさえるには、何よりも、國民主権の原則に立った政治への責任を一人一人が担っているという主権者意識を育成することが根本である。次に、日本が議会制民主主義の原理に立って政治を運営しているという認識を持たせることである。直接民主制は、ルソーも神々の制度と言っているように、議会制を補完するということは可能であるが、代わり得るものではない。議会制民主主義の中で、国民本位の政治を実現するためには、国民として何をなすべきかを考えさせるべきである。そして、議会制民主主義を崩壊させる危険性のあるもの、ファシズム、政治腐敗、官僚主義、政党の非近代性、政治的無関心などを、どう排除して行ったらよいかという現代の課題に取り組ませることである。戦後三十年で、社会や政治情況は大きく変化し、議会制民主主義についての考え方も変わってきているようであるが、国民による、国民のための政治という民主主義の原則は、少しも変わっていない。⁽¹⁰⁾

3. 経済における民主主義のおさえ方

高校「政治・経済」の目標は、「民主主義の本質に関する理解を深めるとともに、現代における日本の政治、経済、国際関係などにかかる問題について客観的に理解させ」と、民主主義を全体の基調とし、後段は「民主主義の本質に関する理解を深めていくに当たっての具体的な内容を示したものである」⁽¹¹⁾とされている。しかし、経済に関する「解説」に民主主義という言葉はまったく出てこない。中学校指導書においても同様である。したがって、教科書においても、経済については「民主主義」という用語は消えてしまっている。ここにまず問題がある。戦後、例えば「新教育指針」は「政治上の民主主義がよく行はれるためには、経済の民主化がこれにともなはなければならない。富が少数の人々にしめられて、多数の人民が貧しさに苦しんでいたのでは、選挙権を与へられても、これを十分に使うだけの教養も得られないからである。経済の民主化することは、国民のすべてが正当な職業に就き、相当の富をもって、教育修養の機会を与へられ、各々の能力をのばして、政治上の責任もりっぱにはたし、文化の発達にもつくすことができるやうようにすることである。」といい、①財閥の解体、②農地制度の改革、③税法の改正及びインフレーション対策、④労働組合運動の発達、を具体的なものとして挙げている。⁽¹²⁾ 経済の民主化が、ほとんど口にされなくなったのは、財閥の解体をはじめ農地改革など一応の結着をみていることがある。しかし、これは経済の民主化が達成されたということを意味するのではない。確かに高度経済成長の結果、国民総生産が上がり、国民の中産階層化が進んだのは事実であるが、実質的に財閥は復活しているし、独占禁止法の運営にも問題がある。⁽¹³⁾ 地価は高騰を続け、土地を所有する者とそうでない者との間に大きな格差を生じさせている。不公平税制やインフレの問題も、まさに今日的問題である。労使関係においても、男女格差や労使関係など、民主化の問題は残されている。

経済における民主主義は、教科書にほとんど現われなくなったが、問題は依然山積して

いる。特に富の不平等は、資本主義社会においては必然的存在といえるが、それだけに、この矛盾を少しでも解消することが、資本主義社会共通の命題なのである。その意味で、経済においても、民主主義の視点から、教材を見直し、適切な指導を行なうことが、現場教師の課題であろう。

4、社会生活における民主主義のおさえ方

戦前の社会に比べ、新憲法や新民法による民主化によって、日本人の社会生活の中に、民主主義はかなり定着してきているといえる。家族生活においても、戸主を中心とした家制度はなくなり、むしろ核家族化の進行によって子の過保護が問題となるほどである。家族生活をはじめ、社会生活において、望ましい人間関係を形成するためには、先述した人間の尊重をはじめとする民主主義の原則が、意識と態度の中に育成されなければならない。民主化が進んだといっても、未だにいわれなき男女差別や同和問題などが根強く残っている。

社会生活の学習において民主主義をおさえるには、まず民主主義の原則である、人間尊重、個人の尊重、自由と平等、権利・義務・責任、をしっかりとおさえることが必要であるが、同時に、政治・経済・社会のすべての面で、民主主義を推し進めることが、皆の幸福と繁栄につながるという、民主主義への信頼と確信をもたせる必要がある。

「かくて、民主主義は、安寧と繁栄との最も確実な基礎となる。この基礎のうえに、国民が嘗々としてたゆまない努力によって築き上げていく成果が民主主義のもたらすものなのである。政治が国民のうえに君臨する尊大な主人ではなく、国民のために奉仕する忠僕であるということは、民主主義によってのみ保障される。国民生活ができるだけ幸福に、豊かに安全にするための政治は、政治権力が国民の手の中にあるかぎり、から手形に終る心配はない。」⁽¹⁴⁾

5、民主主義の原則のおさえ方の問題点

第2次世界大戦後の日本は、日本国憲法を中心に民主主義が一応定着し、民主主義社会が確立されたかに見えるが、投票率が低下傾向にあり、国民不在の永田町政治が続くななど、民主政治が達成されたとは言えない状況にあり、社会でも性差別、同和問題など未解決であり、少年犯罪などを含め殺人事件なども増加している。1999年元旦の社説で読売新聞は、「戦後民主主義」の三つの大罪として次のように断じている。⁽¹⁵⁾

「第2次世界大戦後の日本は、帝国主義、全体主義を脱して、民主主義国家に生まれ変わった。民主主義の定着が、日本を今日の平和で豊かな国に発展させる基盤となつたことは、疑う余地がない。しかし、反面では、東西冷戦下で、当時の中ソ両国に代表される社会主义勢力と、それに同調する“進歩的文化人”と言わされた人たちの影響もあって、本来の

民主主義とは異なる、日本独特の「戦後民主主義」と呼ばれるような、不健全な性格をもつ思想も広がってしまった。「戦後民主主義」の不健全性は次の3点に要約できる。

一、戦争は国家が起こした、だから国家権力は悪だ、という論法で国家を敵視し、ひいては義務を怠って権利だけを主張する無責任な風潮を植え付けた。

二、機会の公平のみならず結果の平等を追求する、平等至上主義とも言える誤った観念を生み出した。

三、社会主义国は平和勢力で米国は戦争勢力だという偏見に立ち、日米安保反対を煽り、一国平和主義を浸透させた。」

これらの指摘を単なる偏見と片付ける事はできない。教科書も権利のみで義務が不十分という批判は以前からあった。確かに書かれた分量から見ればその通りであるが、憲法の関係する条文が権利が多いので止むを得ないところがある。問題は、権利が同時に責任を伴うものであるということをきちんと教えているかである。国家についても、戦争は確かに国家（政府）が引き起こすものであるが、国家権力が悪というのは明らかに間違いである。民主主義が確立され、国民による、国民のための民主政治が実現されるかが問題である。要は、民主主義の原則が、正しく教えられ、国民によって実践されているかである。

結果の平等至上主義にしても、実態は決して平等ではない。貧富の格差は依然として大きいし、福祉も十分ではない。前掲の読売新聞社説は、「戦後、左翼勢力は『金持ちはすべて悪』という偏った観念を社会に浸透させた。その結果、社会を平準化するために、高額所得者に極端な高率の所得税を課すのも当然という考え方が一般化し、高率で多段階の累進課税が定着してきた。しかし、努力して働き、高い所得を得ても高率の税金を課せられれば、勤労意欲は減退し、結局、そのような国家は、活力を失って進歩、向上が止まってしまう。」と指摘している。⁽¹⁶⁾こうした面も確かにあるが、戦後日本が、高度経済成長の中で、中流化社会を作り上げたことは評価すべきものと考える。

最後の安保問題であるが、冷戦時代には国論が日米安保をめぐって真っ向から対立したのは事実であるが、冷戦終結後は日本も国際状況も大きく変わってきている。憲法問題を含めて、再検討する時期に来ている。

民主主義の基本は、人間の尊重、生命の尊重である。1999年1月1日付朝日新聞の社説は、20世紀を「戦争と殺りくの世紀」とし、第1次、第2次世界大戦の惨禍を挙げるとともに、「ところが、半世紀前半には鳥の毛ほどに軽く扱われた人間の価値が、新世紀を目前にしたいま、明らかに変わってきた。一人ひとりの生命、身体の安全が、国際政治の上で重みを増してきている。」⁽¹⁷⁾とし、部族衝突や民族紛争に対する国際社会の監視や関与が格段に強まったことなどを例に挙げている。「私たちの国には「醜の御楯」（しこのみたて）という言葉もあった。国家や国体を守るために人間は犠牲になつても仕方がないという思想がはびこったのは、遠い昔のことではない。」⁽¹⁸⁾私自身、戦時中にこうした教育を受けた。「そうしたことを考えると、近年の変化は相当に劇的なものである。人間の生命や健康、安穏な生活を守ることこそが「平和」であり「安全保障」のイロハだ、

という考え方には、いまや人類が共有しつつある。「人間の安全保障」（ヒューマンセキュリティー）という言葉が新聞紙上などに散見されるようになってきた。直接には、途上国に住む人間を、民族紛争や飢餓、人道上の危機などから守ることをさす。人間らしい生活を保障するために、その国の経済開発や社会開発を進めるという発想である。民主主義を定着させることがその最良の道と考えられている。」⁽¹⁹⁾

このように民主主義教育に最も大切なことは、民主主義の基本である人間の尊重、生命の尊重、個人の尊重に基づき、民主主義の原則を正しく教えることである。権利についても、それが責任を伴うものであること、平等についても、不合理な差別は許されないが、結果の平等を一概に求めるのは正当でないことなどを、きちんと指導しなければならない。正しい民主主義の定着が何よりも必要とされているのである。

注

- (1) 持田行雄「公民的分野における民主主義の理解のために」『社会科教育』194号、p. 115.
- (2) 文部省『中学校指導書・社会編』1978年、p. 118.
- (3) 文部省『民主主義（上）』1948年（『社会科教育史資料』2、東京法令出版、p. 150）
- (4) 文部省『民主主義（上）』
- (5) 文部省『高等学校学習指導要領解説・社会編』1979年、p. 171.
- (6) 文部省『中学校指導書・社会編』p. 119.
- (7) 文部省『民主主義（上）』
- (8) 文部省『中学校指導書・社会編』p. 122.
- (9) 明るい選挙推進協会『青年の政治意識の実態』1978年、参照されたい。
- (10) 現代の民主主義については、松下圭一『現代民主主義の展望』日本評論社、福田歓一『現代政治と民主主義の原理』岩波書店、京極純一『現代民主政と政治学』岩波書店、阿部齊『デモクラシーの論理』中公新書、内山・岡野・堀江・内田『デモクラシーの構造』NHK市民大学叢書、R・Aダール、内山秀夫訳『民主主義理論の基礎』未来社、H・ティグステン、岡野訳『デモクラシーの諸問題』人間の科学社、など参照。
- (11) 文部省『高等学校学習指導要領解説・社会編』p. 172.
- (12) 文部省『新教育指針』1946年（『社会科教育史資料』1、p. 79）
- (13) 渡辺洋三『日本における民主主義の状態』岩波新書、参照
- (14) 文部省『民主主義（下）』より。
- (15) (16) 1999年1月1日付読売新聞、社説。
- (17) (18) (19) 1999年1月1日付朝日新聞、社説。